

○飯塚国際交流推進協議会補助金交付要綱

平成18年10月17日

飯塚市告示第190号

改正 H27-64、R4-29一改

(趣旨)

第1条 飯塚国際交流推進協議会(以下「協議会」という。)が行う事業に対し補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(H27-64、R4-29一改)

(対象となる事業)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 国際交流イベント事業
- (2) 国際交流・多文化共生活動の支援事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(H27-64、R4-29一改)

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(R4-29追加)

(補助金の交付申請)

第4条 交付申請書には、規則第4条に基づき、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 第2条に掲げる補助事業のうち、協議会が当該年度に取り組む補助金交付事業の予算書及び事業計画書

(H27-64、R4-29一改・繰下)

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条に規定する交付申請を受理したときは、規則第6条の規定に基づき、その内容を審査の上、補助金交付の可否について、補助金交付・不交付決定通知書により協議会に通知するものとする。

(R4-29追加)

(変更申請等)

第6条 協議会は、当該決定通知を受けた後において、申請した内容を変更しようとする

するときは、あらかじめ補助金交付変更申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) その他特に市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否について、補助金交付変更承認・不承認決定通知書により協議会に通知するものとする。

(R4-29追加)

(実績報告の提出)

第7条 協議会は、事業完了後すみやかに、規則第13条に規定する実績報告書を市長に提出しなければならない。

(R4-29追加)

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を事業目的以外に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(R4-29追加)

(補助金に係る書類等の整備)

第9条 協議会は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(R4-29追加)

(補則)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(R4-29繰下)

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月5日 告示第64号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚国際交流推進協議会補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(令和4年2月1日 告示第29号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚国際交流推進協議会補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。